

土砂災害防止法に関する政策レビュー委員会（第1回） 議事概要

1. 日時：平成23年8月3日（水）14:00～16:00
2. 場所：中央合同庁舎第2号館 国土交通省第2会議室A、B
3. 出席者：土屋委員長、宇賀委員、海堀委員、長谷川委員、松本委員、望月委員

【主な意見】

○土砂災害警戒区域等の指定及び指定の周知に関して

【指定に関して】

- ・指定が進んできたように見えるが、警戒区域を先行して指定しているところもある。危険箇所に住む人を増やさないという目的を持つ土砂災害防止法の効果を発揮させるには、特別警戒区域の指定が重要。
- ・都道府県ごとの指定の進捗差が非常に大きいのはなぜか。各都道府県の事情をもう少し知ることができると、今後の方針を考えやすいのではないか。
- ・現在人が住んでいる区域を優先して指定する方針であっても仕方がないと感じるが、人が今住んでいないため未指定である区域に、新しく人が住もうとしていることが分かった場合、どういう対策を考えているのか。
- ・これまでは指定をしやすいところを指定し、指定が困難なところが残っている可能性もある。今後、指定が進みにくくなることを懸念している。
- ・ハード対策の選択と集中を進める際に、指定を行いソフト対策を進めているところをハードの対策の面で重点的に整備するのも方法の一つではないか。
- ・指定に時間を要している原因として、基礎調査の結果を地区単位で全戸に対して説明しているという事情がある。指定に際しては、危険なところは危険であり、国や県や町の力で自然を制御することは残念ながらできないので、住民自らよく考えるよう皆さんにお伝えしている。
- ・地区の大多数の人の反対があった場合はさらに時間をかけ再説明を行うという市町村もあるが、少数の反対意見では指定していくという考え方を持っている。
- ・基本的には土砂災害の危険性を認識していただくことが一番重要。一度土砂災害の危険性が分かれば規制に伴う地価の低下等のデメリットが多少あっても、指定が大事だという認識を持っていただけるのではないか。
- ・指定を受けると固定資産税の評価を下げるという情報を提供し、住民の抵抗を和らげる努力をしている市町村があると聞いたことがある。
- ・市町村長が指定に反対する背景については、どのようなことが考えられるか。

【指定の周知に関して】

- ・ 44 の都道府県では指定の範囲が分かる図面を公開しているということだが、残りの都道府県はどういう状況にあるのか。また、指定範囲を示した図面を公表していない都道府県は、公表が遅れているだけで、これから公表しようとする動きはあるのか。

○警戒避難体制の整備に関して

- ・ 市町村防災計画は随時見直すことになっており、指定が始まったばかりの市町村では指定と地域防災計画策定のタイミングにずれがある。土砂法の指定が市町村単位で終了すれば、防災計画への記載がより進んでいくものと考えている。
- ・ 90%の市町村が地域防災計画に土砂災害に係る警戒避難体制を記載しているものの、記載すべき事項が十分に書かれていないのはなぜか。
- ・ 各市町村の警戒避難等の発令基準を定めた時期が分かると、土砂災害防止法により10年間の間にこれだけ基準の記載が進んできたというのが分かるのではないか。
- ・ ハザードマップ公表済みの市町村の数・割合が決して高くはないのはなぜか。
- ・ ハザードマップの公開にあたって、利害関係者の抵抗はなかったのか。
- ・ 自分の住んでいる地域のことを知りたいと考える人が増えてきており、警戒区域等の指定やハザードマップの公表を更に進められる可能性がある。そういう点をもっとPRしてはどうか。

○特定開発行為の制限に関して

- ・ 特定開発行為を許可したところや、建築確認で安全と判断されたところで土砂災害が発生し、被災した事例はないのか。

○移転に関して

- ・ 特別警戒区域から移転が行われた27件について、その具体例や移転が成功した背景、要因を示してもらいたい。
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の融資の活用例がないのは、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）による補助で移転ができていたので、移転勧告をする必要性がなかったからという理解でよいか。
- ・ 既存の不適合住宅については、地域住宅交付金事業による補助を活用して住民自身で補強・改築するという対応も考えられるが、この補助制度が実際には活用されていない背景は何か。

以上